

「首都圏におけるくまもと黒毛和牛ブランド化推進事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

「首都圏におけるくまもと黒毛和牛ブランド化推進事業」業務

2 委託業務の目的

県統一ブランド「くまもと黒毛和牛」は、令和4年度から全国的な認知度向上と販路拡大を目的に、首都圏市場へオール熊本で生体出荷に取り組んでおり、出荷頭数は年々増加している。しかし、「くまもと黒毛和牛」のブランド力強化のためには、東京食肉市場から首都圏飲食店への流通経路の開発と「くまもと黒毛和牛」の取扱指定店※1（飲食店等）の増加が必要である。

これまでの取組から首都圏で「くまもと黒毛和牛」の取扱いを希望する飲食店・ホテル・小売店は増えつつあるが、他県産のブランド牛肉と比較して認知度が低く、飲食店等の取扱量が少ないことから、認知度向上による飲食店等の取扱量増加が課題である。

そこで、本事業により首都圏における「くまもと黒毛和牛」のブランド力強化と認知度向上のため、消費者をターゲットに首都圏取扱指定店を中心としたイベントの開催、PR活動を実施することで、首都圏消費者の購買意欲向上を図る。

3 委託業務の内容

（1）首都圏における消費者向けイベントの開催およびPR活動

首都圏において「くまもと黒毛和牛」の更なるブランド化を図るため、首都圏取扱指定店及び飲食店・ホテル・小売店等との消費者をターゲットとしたイベントの開催、PR活動を実施することで認知度を向上させる。

（2）報告書の作成

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会から求められれば事業の途中で合っても、中間報告書を作成提出し、事業が完了した時点で完了報告書を作成するものとする。また、報告書中において効果検証を行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

5 実績報告及び支払請求

全ての業務が完了したら、完了報告書と支払請求書（任意様式）を事務局に提出すること。但し、業務の途中であっても資材作成費など、必要な場合概算払も可能とする。その場合は、事前に事務局と概算払額の協議を行い、事務局が認めたもののみ可能とする。

6 その他

（1）成果品の著作権は熊本県産牛肉消費拡大推進協議会に帰属する。

- (2) 成果品について、協議会が今後実施する下記用途での使用を認める。Web広告、店頭用ビデオ、街頭ビジョン、シネアド、新聞・雑誌広告、交通広告、屋外・屋内広告(展示・イベント会場等含む)、POP広告、ダイレクトメール広告、カレンダー広告、新聞折込み広告、チラシ広告、パンフレット広告、その他の販売助成物全般(催事を含む)およびこれらに準ずるもの。
- (3) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (4) 協議会は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。